

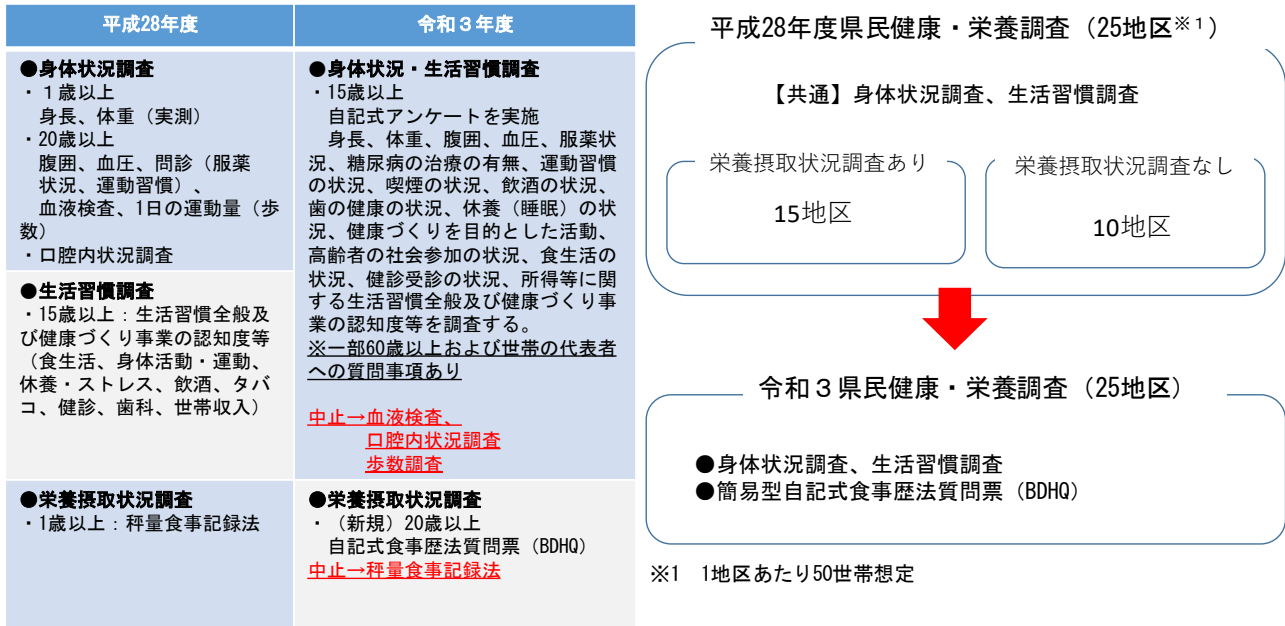
令和3年度県民健康・栄養調査について

1 令和3年度県民健康・栄養調査について

従来の県民健康・栄養調査では県(健康長寿課)が企画立案を行い、実際の調査は調査区を管轄する保健所が行うこととしているが、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、保健所業務の逼迫および感染対策の観点から、従来の調査方法(対面調査または留置法)の実施が難しく、令和3年度の県民健康・栄養調査では調査手法を大幅に変更している。

2 前回調査(平成28年度)からの変更点

※令和3年度県民健康・栄養調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、以下の通り変更を予定している。



- (1) 調査対象を満1歳以上から満15歳以上へと変更した。
- (2) 被調査者との対面を防ぐため、調査方法を郵送調査および県の電子申請システムを活用したオンライン調査の併用へと変更した。
- (3) 身体状況調査については調査会場に会場に来場した被調査者に対し、医師等の調査員が調査項目の計測及び問診を実施する方法から、自記式の調査票(身体活動・生活習慣調査票)に変更した。
 加えて、被調査者との接触を防ぐため、対面が必要となる血液検査、口腔内状況調査、歩数調査については中止した。
- (4) 栄養摂取状況調査は、秤量食事記録法(調査員である栄養士等が世帯を訪問し、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接のうえ記入方法等を指導して調査する方法)を中止し、国立大学法人東京大学大学院医学系研究科の佐々木敏教授が開発した、自記式の調査票(簡易型自記式食事歴法質問票:BDHQ)を用いた。そのことにより、1日分の食事記録の調査から、直近1か月間の食習慣調査へと変更となった。